- 1 - 2 下期放射線管理等報告について

原子力施設における 2007 年度下期放射線管理等報告がありましたので、核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法律第72条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

【放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値】

周辺監視区域外における原子炉施設、加工施設、再処理施設、廃棄物管理施設の放射性気体廃棄物及び原子炉施設、加工施設、廃棄物管理施設の放射性液体廃棄物の3月間についての平均の濃度限度は法令で定められており、各事業者はその値を下回るようにすることを保安規定で定めている。2007年度下期は、これらの原子力施設において、法令で定めた濃度限度を下回っており、保安規定が遵守されていることを確認した。

【再処理施設から海洋に放出した放射性物質の量の3月間についての平均値及び最高値並びに合計値】

再処理施設から海洋に放出された放射性物質に起因する3月間についての線量限度は法令で定められており、各事業者はその値を下回るようにすることを保安規定で定めている。2007年度下期は、これらの再処理施設において法令で定めた線量限度を下回っており、保安規定が遵守されていることを確認した。

【廃棄物埋設施設の周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値】

廃棄物埋設施設の周辺監視区域外における、水中の放射性物質の3月間についての平均の濃度限度は法令で定められており、事業者はその値を下回るようにすることを保安規定で定めている。2007年度下期は、これらの廃棄物埋設施設において法令で定めた濃度限度を下回っており、保安規定が遵守されていることを確認した。

【放射線業務従事者の1年間の線量】

2007年度の放射線業務従事者の実効線量は、全ての原子力施設において、法令で定める線量限度(1年間に50ミリシーベルト)を下回っていることを確認した。

【女子の放射線業務従事者の3月間の線量】

2007年度下期の女子の放射線業務従事者の実効線量は、全ての原子力施設において、法令で定める線量限度(各3月間に5ミリシーベルト)を下回っていることを確認した。

【原子炉施設の運転時間及び熱出力】

2007年度下期の各原子炉施設の運転時間及び熱出力は別表のとおりである。